

第14回 食の安全・安心の確保に関する条例検討会事項書

平成20年6月3日(火)

9:00~10:00

議事堂601特別委員会室

1 本条例案(案)の施行期日について

2 文言修正について

3 パブリックコメント等への対応について

4 その他

三重県食の安全・安心の確保に関する条例案（案）

目次

前文

第一章 総則（第一条 - 第九条）

第二章 基本方針（第十条）

第三章 基本的施策

第一節 安全・安心の推進（第十一条 - 第十八条）

第二節 県民の参加等（第十九条 - 第二十二条）

第四章 安全・安心の確保

第一節 出荷の禁止（第二十三条）

第二節 自主回収の報告（第二十四条・第二十五条）

第三節 立入調査及び措置勧告（第二十六条・第二十七条）

第五章 三重県食の安全・安心確保のための検討会議（第二十八条・第二十九条）

第六章 雜則（第三十条）

附則

修正個所に
_____を引いています

食は、我々が日々の生活を送る上で基本となるものであり、健康で豊かな生活を送るために食の安全・安心が確保されなければならない。

近年、製造技術の高度化や輸入食品の増加等により、我々の食生活を取り巻く環境は大きく変化しており、食に対する県民の関心が高まっているところである。

食の安全・安心を確保するために多くの法律が制定されているが、本県のほか、各地において食に関する様々な問題が発生したことから、食の安全・安心の確保に対する県民の要請は一段と強まっている。

このような状況において、食の安全・安心を確保していくことは、本県が取り組むべき喫緊の課題であるが、その取組に当たっては、食品等の監視、食品関連事業者への指導の強化等による県民の健康の保護並びに地産地消等の推進を通じた食品関連事業者と県民との間の信頼関係の構築並びに安全でかつその安全性を信頼できる県産食品の供給及び消費の拡大を図っていくことが重要である。

ここに、食の安全・安心の確保に関する基本理念を明らかにしてその方向性を示し、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進するため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、県民が豊かな食生活を通じて健康に暮らしていくためには食の安全・安心を確保することが重要であることにかんがみ、食の安全・安心の確保に関し、基本理念を定め、並びに県及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進し、もって県民の健康の保護並びに食品関連事業者と県民との間の信頼関係の構築並びに安全でかつその安全性を信頼できる食品の供給及び消費の拡大に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 食の安全・安心 食品の安全性及びその安全性に対する信頼をいう。
- 二 食品 すべての飲食物（薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。）をいう。
- 三 食品等 食品並びに添加物（食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第二項に規定する添加物をいう。）器具（同条第四項に規定する器具をいう。）容器包装（同条第五項に規定する容器包装をいう。）及び食品の原料又は材料として使用される農林水産物をいう。
- 四 食品関連事業者 食品等又は肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者をいう。
- 五 生産者 食品関連事業者のうち、農林水産物を生産し、又は採取する者及びこれらの者で構成される団体をいう。
- 六 特定事業者 次に掲げる食品関連事業者及び団体であって、県の区域内に事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所を有するものをいう。
 - イ 食品等を生産し、採取し、製造し、輸入し、又は加工することを営む者
 - ロ 食品等を販売することを営む者であって、規則で定めるもの
 - ハ イに掲げる者により構成される団体

(基本理念)

第三条 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講ぜられることにより、行われなければならない。

- 2 食の安全・安心の確保は、県民、食品関連事業者、県等すべての関係者の相互理解、連携及び協働の下に、食品の安全性に対する県民の信頼が確保されることを旨として行われなければならない。
- 3 食の安全・安心の確保は、食品等の表示が適正に実施されることにより、

行われなければならない。

- 4 食の安全・安心の確保は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、県民の健康への悪影響を未然に防止する観点から、科学的知見に基づき必要な措置が講ぜられることにより、行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(食品関連事業者の責務)

第五条 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、自らが食品等の安全性及びその安全性に対する信頼の確保について第一義的責任を有するとの認識の下に、関係法令を遵守して事業活動を行う責務を有する。

- 2 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、県民の信頼を損なうことのないよう、食品等の安全性を確保するために必要な措置を食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において適切に講ずる責務を有する。

- 3 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る食品等に関する正確かつ適切な情報を提供することにより、食品等に対する県民の信頼を確保するよう努めなければならない。

- 4 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の役割)

第六条 県民は、食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるよう努めるものとする。

- 2 県民は、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策について意見を表明するように努めることによって、食の安全・安心の確保に積極的な役割を果たすものとする。

- 3 県民は、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策について協力するよう努めるものとする。

(国等との連携)

第七条 県は、食の安全・安心の確保に関する施策の推進に当たっては、国又は他の地方公共団体との密接な連携を図るものとする。

- 2 県は、食の安全・安心の確保を図るため必要があると認めるときは、国に対し意見を述べ、必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

(年次報告)

第八条 知事は、毎年、議会に、食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 県は、食の安全・安心の確保に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本方針

(基本方針)

第十条 知事は、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進するため、食の安全・安心の確保に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 食の安全・安心の確保に関する基本的方向
 - 二 食の安全・安心の確保のために実施すべき施策
 - 三 前二号に掲げるもののほか、食の安全・安心の確保に関する重要事項
- 3 知事は、基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、三重県食の安全・安心確保のための検討会議に意見を求めるとともに、広く県民等から意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 基本的施策

第一節 安全・安心の推進

(体制の整備)

第十一条 県は、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進するため必要な体制の整備を図るものとする。

- 2 県は、食品を摂取することにより人の健康に係る重大な被害が生ずることを防止するため、当該被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生防止に関する体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

(監視、指導等)

第十二条 県は、食の安全・安心を確保するため、食品等の生産から販売に至る一連の行程の必要な段階において、監視、指導、検査その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究の推進)

第十三条 県は、食の安全・安心の確保に関する施策を科学的知見に基づき効果的に実施するため、必要な調査及び研究並びにその成果の普及啓発を行うものとする。

(人材の育成)

第十四条 県は、食の安全・安心の確保に関する専門的な知識を有する人材を育成するために必要な措置を講ずるものとする。

(食育の推進による知識の普及啓発)

第十五条 県は、県民が食の安全・安心の確保についての理解と関心を深めることができるように、家庭、地域、学校その他の様々な場における食育の取組の推進を通じて、食の安全・安心の確保に関する知識の普及啓発を行うものとする。

(適正表示の推進)

第十六条 県は、食品等の表示に対する県民の信頼を確保するため、食品等の表示が適正に実施されるよう監視及び指導を行うとともに、食品等の表示に係る制度の普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自主基準の設定及び公開の促進)

第十七条 県は、食品関連事業者自らが提供する食品等に係る食の安全・安心に関する基準の設定及び公開を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(認証制度の推進)

第十八条 県は、一定の要件又は基準に基づいて県内で生産された農林水産物等及びそれらを主原料として使用して県内で生産された食品の認証制度等を積極的に推進し、安全でかつその安全性を信頼できる食品の生産、流通及び消費の拡大を図るものとする。

第二節 県民の参加等

(相互理解の増進等)

第十九条 県は、県民、食品関連事業者及び県等すべての関係者の相互理解を増進し、信頼関係を構築できるようにするため、意見交換又は相互交流の機会の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

(関係者との連携及び協働)

第二十条 県は、食の安全・安心を確保するため、県民及び食品関連事業者並びにこれらの者により構成される団体と連携及び協働して、施策を推進するものとする。

(施策の提案)

第二十一条 県民及び食品関連事業者は、食の安全・安心の確保に関する施策の策定、改善又は廃止について、知事に提案することができる。

- 2 知事は、前項の規定による提案が行われたときは、必要な検討を行い、当該提案をした者にその結果を通知するものとする。
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による提案に関し必要な事項は、規則で定める。

(危害情報等の申出)

第二十二条 県民は、食の安全・安心を損ない、又は損なうおそれのある食品等についての情報を入手した場合は、必要な措置が講ぜられるよう、県に対して申出をすることができる。

- 2 県は、前項に規定する申出の内容に相当な理由があると認めるときは、速やかに、関係法令に基づく必要な措置を講ずるものとする。

第四章 安全・安心の確保

第一節 出荷の禁止

(出荷の禁止)

第二十三条 生産者は、食品衛生法第十一條第二項又は第三項の規定により販売等が禁止された農林水産物を出荷してはならない。

第二節 自主回収の報告 (自主回収の報告)

第二十四条 特定事業者は、その生産し、採取し、製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手した場合(法令に基づく命令又は書面による回収の指導を受けて回収に着手したときを除く。)であって、当該食品等が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。

- 一 食品衛生法の規定に違反する食品等(同法第十九条第二項の規定に違反するもの(規則で定めるものを除く。)を除く。)
 - 二 前号に掲げるもののほか、健康への悪影響の未然防止の観点から規則で定める食品等
- 2 特定事業者(第二条第六号口に規定するものを除く。)のうち、自ら生産し、採取し、製造し、輸入し、又は加工した食品等を、当該食品等を生産し、採取し、製造し、輸入し、又は加工した施設又は場所において、他の者を経ることなく直接販売することを主として営む者については、前項の規定は、適用しない。

(回収に係る指導等)

第二十五条 知事は、前条第一項の規定による報告に係る回収の措置が、健康への悪影響の発生又はその拡大を防止する上で適切でないと認めるときは、当該報告を行った特定事業者に対し、回収の措置の変更に係る指導その他の必要な指導を行うことができる。

- 2 知事は、前条第一項の規定による報告を受けたときは、速やかに当該報告に係る食品等が流通する地域を管轄する地方公共団体の長に対し、当該報告に係る情報を提供するものとする。
- 3 前条第一項の規定による報告を行った特定事業者は、当該報告に係る回収を終了したときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。
- 4 知事は、前条第一項又は前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、県民に対し当該報告の内容に係る情報を提供するものとする。

第三節 立入調査及び措置勧告 (立入調査等)

第二十六条 知事は、第二十三条の規定の施行に必要な限度において、生産者に対して報告を求め、又は当該職員に、これらの者の事業所、事務所その他の事業に係る施設若しくは場所に立ち入り、食品等、帳簿書類その他の物件を調査させ、関係者に質問をさせ、又は試験の用に供するのに必要な限度において、これらの物件の提出を求めさせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(措置勧告)

第二十七条 知事は、生産者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該生産者に対し、必要な措置を勧告することができる。

- 一 第二十三条の規定に違反して農林水産物を出荷したとき。
- 二 前条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同規定による調査若しくは物件の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、当該勧告に係る生産者に対し、あらかじめその旨を通知し、説明及び証拠の提出の機会を与えるものとする。ただし、公益上緊急を要するときは、この限りでない。
- 3 知事は、第一項の規定による勧告をした場合は、その旨及び当該勧告の内容等を公表することができる。

第五章 三重県食の安全・安心確保のための検討会議

(設置及び所掌事務)

第二十八条 食の安全・安心の確保に関する施策を調査審議するため、知事の附属機関として、三重県食の安全・安心確保のための検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。

- 2 検討会議は、次に掲げる事項について調査審議する。
 - 一 基本方針に関する事項
 - 二 食の安全・安心の確保に関する施策に関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 3 検討会議は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織等)

第二十九条 検討会議は、委員十人以内で組織する。

- 2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。
 - 一 消費者
 - 二 食品関連事業者
 - 三 学識経験を有する者
 - 四 前三号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者
- 4 委員の任期は、2年とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、検討会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第六章 雜則

(規則への委任)

第三十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。ただし、第四章の規定は、平成 ××年××月××日から施行する。

(経過措置)

- 2 第四章第三節の規定は、平成 年 月 日以前に出荷された農林水産物については、適用しない。
- 3 この条例の施行の際現に策定されている三重県食の安全・安心確保基本方針は、第十条の基本方針とする。
- 4 この条例の規定については、食の安全・安心の確保に関する国の施策等の状況及びこの条例の施行の状況を勘案し、必要があると認められるときは検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

※ 「三重県食の安全・安心の確保に関する条例案」(素案) 及び (案) の対比並びに理由一覧

条例案 (素案) 【A案反映】	条例案 (案)	理由
<p>※ 検討会として条例案を決定したものであるので (素案) ではなく、(案) とする。なお、条例案は議会に提出されたものが「条例案」と言われるものであり、提出されるまでは「条例案 (案)」とする。</p>		
目次 (章立てについて)		
第四章 安全・安心の確保 (第二十三条－第二十五条) 第五章 立入調査及び措置勧告 (第二十六条・第二十七条)	第四章 安全・安心の確保 第一節 出荷の禁止 (第二十三条) 第二節 自主回収の報告 (第二十四条・第二十五条) 第三節 立入調査及び措置勧告 (第二十六条・第二十七条)	検討会における検討の結果、規制の規定は主に第23条、第24条、第25条と整理された。素案では規制の手続き部分を独立して第5章としていたが、第4章の中の一節として整理する方がまとまりがあり、分かりやすいと考えたため。
前文		
その安全と安心	食の安全・安心	法令では同じ内容を表現するには同じ用語を使うという「同一概念は同一用語で」という原則に即し、修正したもの。
輸入食品等の増加等	輸入食品の増加等	「等」が繰り返され、その意味が分かりにくかったため字句を整えたもの。 2つ目の等で、その他の社会情勢の変化を大きく包含し、それで十分であるから。
食の安全・安心の確保に関する県民の要請	食の安全・安心の確保に対する県民の要請	要請は、一定の方向性を持つものであることから、また他の立法例に倣い修正したもの。
指導の強化等を行うのみならず、地産地消等の推進を通じ食品関連事業者と県民との間の信頼関係を構築し、安全・安心な県産食品の供給の拡大	指導の強化等による県民の健康の保護並びに地産地消等の推進を通じた食品関連事業者と県民との間の信頼関係の構築並びに安全かつその安全性を信頼できる県産食品の供給及び消費の拡大	この前文の目的部分は、第1条の目的でも謳うものなので、両者の整合を図ったもの。
(目的) 第1条		
県民の健康の保護並びに県民に信頼される安全・安心な食品の供給及び消費の拡大	県民の健康の保護並びに食品関連事業者と県民との間の信頼関係の構築並びに安全かつその安全性を信頼できる食品の供給及び消費の拡大	前文の目的部分との整合を図ったもの。
(定義) 第2条		
食品の安全性及び食品に対する県民の信頼	食品の安全性及びその安全性に対する信頼	この条例は、三重県産の農林水産物の安全性に対する県内及び県外の消費者の信頼の確保も図るものであるため、より適切な表現となるよう修正を行ったもの。
(基本理念) 第3条		
食品に対する県民の信頼	食品の安全性に対する県民の信頼	「信頼」について食の安全・安心に関する定義の規定 (第2条) との整合を図ったもの
食品等に適正な表示が行われることにより、食品に対する県民の信頼が形成されることを旨として	食品等の表示が適正に実施されることにより	表示に関する規定である第16条との整合を図ったもの。

条例案（素案）【A案反映】	条例案（案）	理由
(食品関連事業者の責務) 第5条 食品等の安全性及び信頼性の確保	食品等の安全性及びその安全性に対する信頼	食の安全・安心に関する定義の規定（第2条）との整合を図ったもの。
(認証制度の推進) 第18条 県民に信頼される安全・安心な食品	安全でかつその安全性を信頼できる食品	前文及び目的の第1条との整合を図ったもの。
(相互理解の増進等) 第19条 県民、食品関連事業者及び県の相互理解	県民、食品関連事業者及び県 <u>等すべての関係者</u> の相互理解	基本理念の第3条第2項との整合を図ったもの。
意見交換、相互理解	意見交換又は相互理解	「意見交換」と「相互理解」の両者の関係を明確にするため。
(関係者との協働) 第20条 (関係者との協働)	(関係者との連携及び協働)	基本理念の第3条第2項との整合を図ったもの。
協働して	連携及び協働して	基本理念の第3条第2項との整合を図ったもの。
(自主回収の報告) 第24条 次のいずれか	次の各号のいずれか	他の条例の規定の表現に合わせたもの。
第二条第六号口を除く。	第二条第六号口に規定するものを除く。	他の条例の規定の表現に合わせたもの。
(措置勧告) 第27条 次のいずれか	次の各号のいずれか	他の条例の規定の表現に合わせたもの。
(組織等) 第29条 委員の任期は2年とする。 委員は再任されることができる。	委員の任期は、2年とする。 委員は、再任されることができる。	他の条例の規定の表現に合わせたもの。

骨子案

※ 番号に__を付したものはパブリックコメントとして寄せられたもの

章・節・項目	番号	骨子案に対する意見の概要
前文	1	前文を設けることで、県の「食の安全・安心の確保」に対する考え方や姿勢を県民に伝えることが期待できます。このことから、前文は平易な表現を使い簡潔なものとしていくことが必要と考えます。よって(4)および(5)を中心とした簡潔なものとしていく必要があると考えます。また、「県産食品の供給拡大」は、あくまで県産食品の安全性の確立によってもたらされる結果(二次的なもの)であり、条例でめざす県の軸足が消費者なのか生産振興なのかわかりづらいものになっており修正の必要があると考えます。
	2	今回、三重県議会が「食の安全・安心確保のための条例(仮称)」骨子案をまとめられたことは、本県における食品安全行政確立の前進に大きく寄与するものであり、心より歓迎し、その基本理念に賛同いたします。また、前文があることで、この条例が高い理念をもって県民の食を守ろうとしていることがわかります。
	3	前文(5)について 県産食品とはどこまでのものを指すのか。骨子案全体からは、農林水産物に絞られているように読める。加工食品は、どの様な位置付けで考えられているのか不透明である。 例えばIV-1、2、5に於いては農林水産物と記されており、加工食品についての記載はない。
	4	食の安全・安心には食品の安定供給も含まれているのではないか。 食の安全・安心について大事なこと ①食べるものが安定供給される、②食品について確かな情報がある、 ③食品のリスクをどう考えるかということ 以上の3点のうち①についても自給率が40%を割っており食料不足が来ると言われている中で「前文」及び「基本的施策」で少しは触れてほしい。
	5	(3)について、この項は見方や考え方により異なることがあるため以下のように提案する。 「削除」 ①科学技術の発達は—遺伝子組替え食品、分析技術の発達は残留分析の件数、精度の向上等も考えられ ②国際的な物流の拡大—食生活を豊かにしている反面、BSE問題、鳥インフルエンザ等の危険性の増大等もあり。 ③食品への有害物質の残留等の可能性は一増大しているとは思えない。 ④新たな食品製造技術は—インスタント食を含め食の幅を豊かにしている等。
	6	(3)について、物流の拡大や食品製造技術の開発が有害物質による食品汚染を拡大しているとは考えられない。 また、前文としては内容が複雑で、わかりやすく簡素にならないでしょうか。
	7	前文のなかに食の安全・安心を確保することからも地産地消の文言を入れていただきたい。
I 総則	1 目的	県民の健康保護が施策を推進した結果によって得られるものとして表現されています。 一方、3の基本理念では(1)として、消費者を軸とした健康の保護を中心として書かれています。 本項では県民の健康保護と安全・安心な食品の供給及び消費の拡大が並列で記載され、前項でも述べたように、本条例の軸足が県民の健康保護か生産振興なのかわかりづらいものになっており、 <u>Ⅲの基本理念にあわせた表現に修正する必要がある</u> と考えます。

※※ 網掛けは、寄せられた御意見を反映したもの

考え方(案)
御意見のとおり、前文はできるだけ平易な表現を使い簡潔なものとしていくことも大切であると考え、検討会の議論を経て条例案(案)のとおり修正いたしました。 また、県産食品の供給拡大について、御意見を踏まえ、三重県における食の安全・安心の確保のためには、①食品等の監視、②食品関連事業者への指導強化等に加えて、③食品関連事業者と消費者である県民との信頼関係の構築によっても図られるというのが、本条例案(案)の基本的な考え方であると整理いたしました。この条例では、県民の健康の保護並びに食品関連事業者と県民との信頼関係の構築並びに安全でかつその安全性を信頼できる県産食品の供給及び消費の拡大を図っていくことを目的としています。
御意見として参考にさせていただきました。
この条例の前文中における「県産食品」については、三重県で生産、製造、加工などが行われるすべての食品を指すものと考えておりますが、前文は条例を制定する背景、理由などを記述したものです。
条文化にあたって、以下のように整理しました。 ①IV-1は、第5条及び第12条で規定されているので規定を設けない。 ②IV-2は、食品衛生法に違反する疑いのある農林水産物の出荷・販売の禁止などの一部を削除し、第23条として食品衛生法の規定によって販売等が禁止されたものの出荷を禁止する規定とする。 加工食品については食品衛生法第11条において、その製造、加工自体に規制の網がかかるところから、この条例の中で新たに規制を行っていませんが、農林水産物については出荷という行為を規制する必要があるため、第23条の規定を設けました。
御意見を踏まえ、前文において「地産地消等の推進を通じた食品関連事業者と県民との間の信頼関係の構築並びに安全でかつその安全性を信頼できる県産食品の供給及び消費の拡大を図っていくことが重要」と記述しました。また、第18条において食品の認証制度の推進により、「安全でかつその安全性を信頼できる食品の生産、流通及び消費の拡大を図るものとする」としています。
ご意見を踏まえ、検討の結果、「われわれの食生活を取り巻く環境は大きく変化、食に対する県民の関心が高」等と修正しました。
ご意見を踏まえ、検討の結果、「われわれの食生活を取り巻く環境は大きく変化、食に対する県民の関心が高」等と修正しました。 また、御意見のとおり、前文はできるだけ平易な表現を使い簡潔なものとしていくことも大切であると考え、検討会の議論を経て条例案(案)のとおり修正いたしました。
御意見のとおり、食の安全・安心の確保のためには、安全・安心な県産食品の供給の拡大を図ること及び地産地消等の推進を通じ食品関連事業者と県民との間の信頼関係を構築することも重要であると認識し、検討会の議論を経て条例案(案)のとおり修正しました。
目的は第1条に規定しました。 この条例における県の軸足は安全・安心の確保という消費者保護ですが、その手段として食品等の監視等とともに安全・安心な県産食品の供給拡大によって、本県の食の安全・安心の確保が図られると考えており、基本理念と合わせた表現に修正いたしました。

章・節・項目	番号	骨子案に対する意見の概要	考え方(案)
2 定義	9	「…用語の意義は、次のとおりとする。」 「…用語の定義は、次のとおりとする。」ではないのか。	定義については、条例案第2条に規定しました。 御意見を踏まえ、三重県の他の条例における定義の規定を参考とし、第2条のとおり規定しました。
	10	「食品関連事業者 食品等又は肥料、農業…」 「事業者：肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材、食品若しくは添加物又は器具若しくは容器包装の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行うものをいう。」 のように、栃木県条例の書き方の方が「県産品」の安全性を高らかに謳うのであれば、川上からの従事される事業を記載していく方がわかりやすい。 中途半端な食品関連事業者と記するより、事業者とはの定義で充分と考える。 また、「食品等」ではなく、明らかに食品若しくは添加物と明確に標記がより具体的で分かりやすく、「等」は極力避けるべきと考える。	定義については、条例案第2条に規定しました。 「食品関連事業者」の定義については、食品安全基本法との整合を図り、同法第8条の食品関連事業者の定義に倣いました。 また、「食品等」は、食品及び添加物だけでなく、器具、容器包装及び食品の原料等として使用される農林水産物も含めた概念とする必要があるため、「食品等」と規定しました。
	11	(3)「安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材の」について 前段に生産資材名がありながら、また、ここで再度取り上げるのは、農林漁業の生産資材だけが安全性に影響があるようにとれる、またおそれがあるものの判断基準等はどうするのか。以下のように提案する。 (3)食品関連事業者 食品等又は肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者をいう。」	定義については、条例案第2条に規定しました。 「食品関連事業者」の定義については、御意見を踏まえつつ、食品安全基本法との整合を図りながら規定しました。
	12	(3)食品関連事業者は県内業者のみが対象か、県外も含むのか。	定義については、条例案第2条に規定しました。 ご意見の県内業者とは、県内に事業所を有する事業者という意味かと考えられます。条例は、県の区域内においてのみその効力を有するものであることから、基本的には、県の域内において事業活動を行う食品関連事業者は、その県内で行う活動について条例が適用されます。県内に事業所を有するか否かでは区別していません。
	13	修正規定 (3)「食品関連事業者 食品等の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者をいう。」 (理由) - 2 - (2)に食品等に農林水産物が含まれていることが明記されているので、わざわざ入れる必要はない。	定義については、条例案第2条に規定しました。 この条例において「食品関連事業者」とは、食品等の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者に加えて、食品の安全性に影響を及ぼす肥料、農薬、飼料等を生産する者等も含めることから、このように定義しました。 なおこの定義については、御意見を踏まえつつ、食品安全基本法との整合を図りながら規定しました。
3 基本理念	14	(3)「食の安全・安心の確保は、食品等の安全性を高めるための措置が講ぜられ、…」について 「食品の安全・安心の確保は、このために必要な措置が講ぜられ、…」に修正。 食品の安全性の確保のための措置を講じることは、理解できるが、食品の安全性を高めるとは、どういうことなのかわかりづらい。 食品安全基本法においても、安全性の確保について記載されているが、安全性を高めることについては、触れていない。	基本理念は、第3条に規定しました。 御意見を踏まえ、骨子案の(3)については、第1項及び第4項との関係からも不要な記述との議論を経て「食品等の安全性を高めるための措置が講ぜられ」などを削除し、「3 食の安全・安心の確保は、食品等の表示が適正に実施されることにより、行われなければならない。」としました。
4 県の責務	15	県の責務の条項は簡単すぎる。何を行うべきか少なくとも次項、5 食品関連事業者の責務、6 県民の役割のように、県として食品関連事業者に対してどの様な責務があるのか、県民に対してどの様な責務があるのかを記載すべきではないか。 また、7.9の項目はわかりやすくするために設けられたものと思われるが、県の責務として纏められるものと考える。	県の責務については、第4条に規定しました。 県の責務は、「食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施すること」とし、文言は簡潔ですが幅広い責務を有することと規定しました。また、この表現は、他の法律、条例における責務規定に倣ったものとしています。
	16	昨年発生した和菓子における不適正表示等の事案に対して、食品製造業者に対する表示説明会が開催されるとともに「みえの食品安全・安心表示ガイドライン」が作成されました。こうした地道な取り組みも含めて、本県における食品安全行政確立のための施策を継続し定着していくことが必要であると考えます。食品製造業者等に対してきめ細かな説明と指導をおこなうことにより食の安全・安心の確保をはかることは県の責務であると考えます。このことから、県の責務に「実効性のある施策を計画的に策定し、関係者への説明・指導を徹底し、継続して実施する」ことを追加・明記することを要望します。	県の責務については、第4条に規定しました。 県の責務は、「食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施すること」とされ、御意見の「実効性のある施策の計画的の策定」、「関係者への説明・指導の徹底及びその継続した実施」等も、包含されるものと考えています。また、「関係者への説明・指導」等は、第3章の基本的施策としても具体的に規定しています。
5 食品関連事業者の責務	17	(4)「県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策に積極的に協力する責務を有する」とあるが、たとえば安全な食品生産のため農薬肥料を30%低減する目標を推進する施策に対し、農業者及び農薬肥料流通業者が県の施策だから積極的に協力する責務があるといわれても事実上困難であるため、以下のように提案する。 (4)食品関連事業者は、事業活動に関し、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策に積極的に協力するものとする。」	食品関連事業者の責務については、第5条に規定しました。 食品関連事業者は、日々の食品を消費者に供給する当事者であり、消費者に安全な食品を供給する上での「第一義的責任」を有する立場にあることから、食の安全・安心の確保に関して行政が行う施策についても協力をいただく必要があると考え、このように規定しました。なお、この規定は、食品安全基本法との整合を図った表現をしたものです。
	18	(1)「第一義的責任」について 「第」を削除して、「一義的責任」に修正。食品安全基本法の条文に「一義的責任」と記載されているため。	食品関連事業者の責務については、第5条に規定しました。 食品安全基本法(第8条(食品関連事業者の責務))をはじめ、教育基本法(第10条(家庭教育))など、他の法律においても、「第一義的」という文言が通例として使用されています。
	19	(4)「…施策に協力する責務を有する」について 「積極的」を削除して、「…施策に協力する責務を有する」に修正。食品安全基本法の条文に「積極的」と記載されているのは、第9条(消費者の役割)のみであるため。	食品関連事業者の責務については、第5条に規定しました。 御意見を踏まえ、検討会での議論の結果、「積極的に」を削除するなど修正しました。

章・節・項目	番号	骨子案に対する意見の概要	考え方(案)
	20	(4)文中の積極的にを削除し、協力の範囲を明確にしていただきたい。	食品関連事業者の責務については、第5条に規定しました。 御意見を踏まえ、検討会での議論の結果、「積極的に」を削除するなど修正しました。
6 県民の役割	21	県の消費生活室のしている「暮らしの講座」を実施してほしい。	県民の役割については、第6条に規定しました。 執行部における条例の運用上の問題であると考えます。
	22	県民が努める、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策とは? 基本的施策の二 県民の参加等の1, 2の条項と理解すればよろしいか。	県民の役割については、第6条に規定しました。 県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策で、県民に協力するよう努めていただくものは、御意見のように限定はされるのではありません。食の安全・安心を確保するためには、県、食品関連事業者、県民等がそれぞれが重要な役割を果たすことから、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策について、その個別具体的な内容に応じて、県民にも協力するよう努めていただく旨を規定しました。
7 国等との連携等			
8 年次報告	23	今はホームページが多いが、県政だよりみえで公表してほしい。	年次報告については、第8条に規定しました。 条例の運用上の問題であると考えます。
9 財政上の措置			
基本方針			
1 基本方針	24	方針は「進んでいく方向、めざす方向」(広辞苑)であり、漠然としたものに過ぎません。より具体的な「計画」を策定し、実践することで、本条例が実効性のあるものとなると考える事から、の基本的施策およびの安全・安心の確保に関する措置をより具体的にする「基本計画」の明記が必要であると考えます。また、県民が県の食の安全を確保するための施策を実感し、安心感につなげる意味でも「基本計画」の明記が必要であると考えます。	基本方針は、第10条に規定しました。 この基本方針は、現在策定されている「食の安全・安心確保に関する基本的な方針」又は条例案(案)第28条に基づく検討会議において調査審議される基本方針を想定しています。この基本方針に基づいて具体的な計画が策定されますので、条例の実効性については確保されるものと考えています。
基本的施策			
一 安全・安心の推進			
1 体制の整備			
2 監視指導体制の強化	25	「県は、食の安全・安心を確保するため、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において…」としているが、県産食品或いは県内に於いて生産、製造された食品等とした方が良いのではないか。 県外の食品等にまで監視指導体制は及ばないと考える。 県外の食品等については関係官庁に監視指導体制の強化を要望していくという文言を追加するのが良いのではないかと考える。	監視、指導等については、第12条に規定しました。 これは、県内において生産、製造、加工、販売などが行われる食品等について規定したものです。いただいた御意見の「県外で生産、製造された食品等」についても、仮に県内で販売される場合は、その販売以降の段階において監視、指導、検査等が必要となることも考えられ(例えば県外で生産され県内の市場に出荷される農林水産物について、あるいは県外で生産され県内の販売店で販売され、それが自主回収された食品等について)、条例案(案)のとおりの規定としました。 また、「関係官庁への監視指導体制の強化の要望」については、条例において規定しなくても必要と判断すれば、議会及び知事においても要望することができるため、その規定を設けなかったものです。
	26	「…食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、一貫した監視、指導、検査は…」は、県で一貫した指導、検査体制を置いてもらえますか? 養鶏業界は、家畜保健衛生所の適切且つ熱心な指導の下で安全、安心、安価な鶏卵を安定して生産・販売を行っておりましたが、家畜保健衛生所の条例に基づく検査料は高く、民間検査所へ移行していく生産者も増えてあります。このような状況で <u>一貫した指導、検査体制は整うのでしょうか</u> 。 また、食品等の生産から販売までは指導機関が異なり、「…食品等の生産から販売に至る行程の必要な各段階において、監視、指導、検査その他…」となるのではないでしょうか?	監視、指導等については、第12条に規定しました。 御意見を踏まえ、検討会における検討を経て、「各段階」を「必要な段階」に修正し、「一貫した」を削除するなどの整理を行いました。
	27	章(総則)の5項目(食品関連事業者の責務)で、食品関連事業者の責務があると書かれしており、章(基本的施策)の一節(安全・安心の推進)の2項目(監視指導体制の強化)で、一貫した監視、指導、検査その他の必要な措置を講じることを謳ってありますが、実際の予算配分で実施して県民が満足できる結果ができるのか疑問が残るところであります。 県の予算が逼迫している現状で、違反とのイタチゴッコの関係である取り締まりに人件費と検査費用を多くかけるのは如何なものか。食品製造に携わる者として経験上、衛生品質管理構築において一番大事なことは、施設の増設や検査頻度向上でなく、企業トップのコンプライアンス経営と現場で働く従業員の教育にあると確信しております。	監視、指導等については、第12条に規定しました。 御意見のとおり、食品関連事業者の法令順守の意識と従業員教育は大切であると考えていますが、一方で、法令等への違反に対しては適切に監視、指導等を行う必要があるとの認識から、規定しました。
3 調査研究の推進	28	調査は消費者団体でも出来ると思います。	調査研究の推進については、第13条に規定しました。 ここにおける調査は、県が、食の安全・安心の確保に関する施策の策定、実施等のために行う調査研究のことであり、消費者団体が行う「調査」について規定したものではありません。消費者団体が行う「調査」については、第21条(施策提案)及び第22条(危害情報の申出)の規定において、その調査結果をお知らせいただくことも可能と考えています。
4 人材の育成	29	各地域で指導者になれる人を育成してほしい。	人材の育成については、第14条に規定しました。 条例の運用上の問題であると考えます。

章・節・項目	番号	骨子案に対する意見の概要	考え方(案)
	30	<p>専門的な知識を有する人材を育成するための必要な措置を講ずる旨や6項目(適正表示の推進)で、表示が適正に実施されるよう監視及び指導を行い、表示に係わる制度の普及啓発その他必要な措置を講ずる旨が書かれています。趣旨には賛同いたしますが、具体的に、誰にどのような教育をどこまで行うのか明示して頂きたい。交通事故防止や渋滞緩和のため警察官の取締りを増やすのではなく、道路標識や信号、バイパス等のインフラ整備に予算を使うように、予算配分を事業者への教育訓練中心に、如何に行っていくか具体的な施策の中で明示して頂きたい。(但し、様々な業種と一緒に行うと、聞いている方には、範囲が広くて非常に分かりづらいという意見が多いので参考にして頂きたい。)</p> <p>(例)・食品事業者別(農産、畜産、水産、菓子類、加工食品、冷凍食品等)に安全・安心な商品を製造するための勉強会(コンプライアンス経営、食品製造に関する関連法令、HACCP手法、食品の規格基準等)、同じく事業者別の表示講習会の開催を実施する。</p> <p>事業者別に行うところがポイントなので是非検討して頂きたい。</p> <p>・見本となる食品事業者の現場が分かり、実際の製造技術はもとより法律や基準、表示等に明るい人間を講師に招くのも一つの方法であります。</p>	<p>人材の育成については、第14条に規定しました。</p> <p>条例の運用上の問題であると考えます。人材の育成に関する施策は、この条例案(案)の成立、施行により、充実して推進されるものと考えます。</p>
5	食育の推進による知識の普及啓発		
	31	<p>家庭、地域、学校その他の様々な場所における食育の取組みの推進と食の安全・安心に関する知識の普及啓発を行うとありますが、是非、消費者教育を強力に推進して頂きたい。現在の消費者は、情報による知識を豊富に持っていても、親や年配者からの伝承による豊かな生活の知識や元の原材料の鮮度の見分け方や保存方法・調理方法の知識に乏しいものがあります。そのため、視覚による見た目や表示及びテレビ等の情報でしか判断せず、人間の持つ五感での大切な判断がなおりにされ、直ぐに食品を廃棄すれば良いと言う風潮になっております。現在、先進国では最低の食料自給率39%(カロリーベース)なのに食料を無駄に捨てるこのような風潮では、子供たちの将来がどうなっていくのか憂いを感じるところであります。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食糧生産の重要性から、地産地消の特色を生産者団体に呼びかけ、学校・地域等で勉強会を数多く開いて頂きたい。 ・食品において、何が安全で、何が危険か、公平な立場で話ができる人の人選をお願いしたい。 ・NACS(日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会)等は幅広い見識を持った、消費生活問題の専門家団体なので是非活用して頂きたい。 ・一部の学校給食へ県産品を提供しておりますが、低予算、均一の規格、鮮度保持(生鮮のものは難しい)等の点で参入が厳しい現状にあります。地産地消の観点から、県産品が登用されるための体制づくりをお願いしたい。 	<p>食育の推進による知識の普及啓発については、第15条に規定しました。</p> <p>食育に関する施策及び地産地消に関する施策は、この条例案(案)の成立、施行により、一層充実して推進されるものと考えます。</p>
	32	<p>「食の安全・安心の確保」の推進については、県内29市町の理解、連携、協働が必須であり、特に、食育の推進については、市町の動き次第であると考えますので、相応の位置づけをお願いしたい。</p>	<p>食育の推進による知識の普及啓発については、第15条に規定しました。</p> <p>なお、第7条において、国、他の都道府県、市町等との連携について位置付けています。</p>
6	適正表示の推進		
	33	食品表示ウォッチャーを置いて県民も協力したい。	適正表示の推進については、第16条に規定しました。
7	自主基準の設定及び公開の促進		
	34	基準の設定は栽培暦、公開は栽培履歴でいいのか。	自主基準の設定及び公開の促進については、第17条に規定しました。
	35	<p>食品等に係わる食の安全・安心に関する基準の設定及び公開を促進するために必要な措置を講じるとありますが、食品の自主基準設定については慎重には慎重を期して判断して頂きたい。一般に報道関係者は、基準と名の付くものは、その基準を超れば即、食中毒や重大な健康被害が出るように視聴者へ訴えかけることが多く、食品関連事業者への風評被害が甚大になってきております。自主基準を設定する場合、設定の経緯や根拠を充分配慮して消費者へ説明して頂きたい。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準を決める意味を、正確に伝えることができる専門家を講師として勉強会や公開の意見聴取会を開催して頂きたい。 ・食品分野別に合理的妥当性のある自主基準の設定をお願いしたい 	<p>食品の生産、製造、加工等の基準等については、食品衛生法やJAS法をはじめその他の法令に規定がありますが、その基準の範囲内において、食品関連事業者に自ら基準を定めていただくことを促進し、及びその自主基準の公開を促進するため、その必要な措置を県が講ずることとしています。基準の例としては、例えば、農薬の使用基準、賞味・消費期限の設定基準などが考えられます。</p>
	36	法律を超える公開要件を設定すべきではないと考えます。事業者の過度の負担とならないよう配慮をお願いします。	<p>自主基準の設定及び公開の促進については、第17条に規定しました。</p> <p>この条例案において考える自主基準は、法令の範囲内において、食品関連事業者が「自主的」に基準を定める場合の規定であり、基準の設定を義務付ける趣旨ではありません。食品関連事業者が自主基準を設定し、及びそれ公開することを促進するため、県が例えば情報の提供、助言等の措置を講ずることとしているものであり、県が基準を定めるものではありません。</p>

章・節・項目	番号	骨子案に対する意見の概要	考え方(案)
	8 認証制度		
	37	三重ブランドの認証を多くしてほしい。	認証制度の推進については、第18条に規定しました。条例の運用上の問題と考えます。
	38	地産地消を進めるに当たり今後共に県の協力をお願いしたい。また、中山間地の農家の生産物を教えてほしい。	認証制度の推進については、第18条に規定しました。条例の運用上の問題であると考えます。
	39	「…又は一定の要件・基準に基づいて生産された県産食品の認証制度を積極的に推進し、…」とありますが、どのような認証制度をお考えでしょうか？三重県では、厚生労働省の見地からは「HACCP」、農林水産省の見地からは「有機JAS」などの既存の認証制度が縦割りで存在しています。これらに対して安全・安心を担保するために「どのような検査機関」が認証することになるのでしょうか？或いは、認証制度では三重ブランド認定制度を挙げられているが、県民の健康被害に直接係わる食の安全性確保の為には三重県HACCP手法認定制度(衛生管理制度)の推進も必要であると考える。	認証制度の推進については、第18条に規定しました。この第18条に規定する認証制度については、現在実施しているものの活用等を考えており、例としては、「みえの安心食材」、「三重ブランド」、「三重地域特産品」、「HACCP手法導入認定制度」、「エコファーマー」などがあります。運用上の問題であると考えます。の認証制度は、県の担当の部局が所管することになります。なお、条例第11条第1項に基づき食の安全・安心の確保に関する施策のため必要な体制が整備されるため、適切に連携が図られるものと考えます。「三重ブランド」及び「HACCP手法導入認定制度」の両者の推進が必要と考えています。
	40	「人と自然にやさしい みえの安心食材表示制度」の認証と制度を統一して頂きたい。鶏卵も本年4月から「みえの安心食材」の認証を受け付けて頂けるよう準備が進んでおりますが、農林水産物の認証制度の認定・運営については本条例の制度運営とみえの安心食材の制度運営を統一にして頂きたい。	認証制度の推進については、第18条に規定しました。この第18条において推進する認証制度とは、現在実施しているものの活用等を考えており、例としては、「みえの安心食材」、「三重ブランド」、「三重地域特産品」、「HACCP手法導入認定制度」、「エコファーマー」などがあり、それぞの目的に沿って運用されていると考えています。御意見のとおり「みえの安心食材」表示制度とも整合を図りつつこの条例は運用されるとみられます。
二 県民の参加等			
	1 相互理解の推進等		
	41	生産農家の取組を消費者は聞きたい。	相互理解の増進等については、第19条に規定しました。条例の運用上の問題であると考えます。
	42	現在行政等によって開催される、意見交換・相互交流の実態を見ると、一方通行的な情報提供や情報開示が中心であり、情報の双方向性および情報の共有にもとづいて関係者が考えあう時間が十分に設けられていません。昨年発生した事案でも、県はホームページ上で情報提供するのみで、県民に対する説明の場合は持たれていません。このことから、意見交換・相互交流を実施するにあたっては「情報の双方向性および情報の共有にもとづいて関係者が考えあう」という表現に修正すると同時にそのための人材育成・組織体制が必要であると考えます。	いただいた御意見を踏まえ、第19条から第22条までにおいて県民の参加等としてそれらの規定を盛り込んでいます。
	2 関係者との協働		
	3 施策の提案		
	4 危害情報の申出		
	43	県が申出人に対して措置を講じた結果の扱いが明記されていません。県民に対する食の安全・安心に関わる情報提供として、危害情報の申し出があった事実及び県が申出人に対して講じた措置の結果等を県民に知らせることについて明記することを要望します。	御意見を反映し、危害情報等の申出について、第22条に規定しました。
安全・安心の確保に関する措置			
	1 安全な農林水産物の供給		
	44	前文の(4)にある「本県において、食品の安全性及び信頼性を損なう事件が発生し、消費者である県民に、食に対する不安感や不信感を抱かせた。」ことを受けて、本条例の検討がされていることを考えると主たる対象は一般的な食品であると理解しています。しかしながら、「1 安全な農林水産物の供給」、「2 出荷・販売の禁止」、「5 立入調査」においては、その対象を農林水産物に特化している印象を受けます。このことから、総則の「2 定義」で定める(1)(2)に規定する食品等を扱う食品関連事業者が本条例の対象外と理解する可能性を否定できません。よって、総則の「2 定義」で定める(1)(2)に規定する食品等を併記する必要があると考えます。	御意見を踏まえ、「安全な農林水産物の供給」の内容は第5条及び第12条において規定するため、この条項は設けないこととしました。 なお、この条例が、加工食品、農林水産物を含めすべての食の安全・安心の確保を図ることを目的としているのはもちろんです。
	45	前文の(4)、総則の3の(3)、基本的施策の一6など加工食品の問題が今回の条例提出の主な趣旨と受け取れるにもかかわらず、安心・安全の確保に関する措置の1、2は農業者のみの処置に偏り過ぎているように思われる。	御意見を踏まえ、「安全な農林水産物の供給」の内容は第5条及び第12条において規定するため、この条項は設けないこととしました。
	46	平成16年5月の農薬取締法の大幅な改正につづき肥料取締法の改正、食品安全基本法の改正、食品衛生法の改正に続き、ポジティブリストの施行、これに伴う「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」「農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について」「農業の記帳と保存」と農業者にとっては大変なことと困惑と戸惑いがあつたのに対し、指導者の多大の努力と農業者、関係者の誠意と働きにより、やっと当初不安が解消できている。出来れば2,3年前にこれら条例により後押しがあったらと思われる。	参考にさせていただきました。

章・節・項目	番号	骨子案に対する意見の概要	
			考え方(案)
	47	<p>この条項は明らかに、農林水産物の一次産品に対するものであり、加工食品のように工程を経過することによる危害リスクに対する表記がないのは何故でしょうか？</p> <p>農水からの視点である「県産の一次産品」しか意識されていないのでしょうか？</p> <p>赤福問題が本条例策定の発端であるとするならば加工食品まで含めなければならないのではないかと考える。</p>	御意見を踏まえ、「安全な農林水産物の供給」の内容は第5条及び第12条において規定するため、この条項は設けないこととしました。
	48	なぜ、農林水産物だけですか？ 食品の諸問題は、加工食品で多く問題になっております。	御意見を踏まえ、「安全な農林水産物の供給」の内容は第5条及び第12条において規定するため、この条項は設けないこととしました。
	49	<p>修正規定 「(見出し)安全な食品等の供給」 「(1)食品関連事業者は、<u>関係法令で定める基準に従い、安全な食品等を生産、供給しなければならない</u>。 (2)県は、<u>食品関連事業者による安全な食品等の供給に…</u> (理由) 農林水産物と言う特出しをなぜする必要があるのか。また農薬、肥料、飼料及び動物用医薬品の使用については、現行法律があるので関係法令でいいのではないか。</p>	御意見を踏まえ、「安全な農林水産物の供給」の内容は第5条及び第12条において規定するため、この条項は設けないこととしました。
	50	この間発生した農林水産物の安全に関するさまざまな事件は、国が定めた農林水産物の生産・流通における安全を確保する法律やしくみ、そして運用が不十分であることの表れだと考えます。消費者が農林水産物の安全性を確認でき、安心して利用できる社会的なルールとしくみの確立と運用を要望するとともに、本条例がその補完的な役割を果たすことに期待します。そのためにも、食料自給率の向上を含めた実効性のある計画づくりを明記していただくことを要望します。	御意見として参考にさせていただき、食料自給率の向上を含めた実効性のある計画等については、平成20年度設置された「食料自給対策調査特別委員会」において検討される、見通しです。
	51	<p>農業者に対する指導体制の強化 農家のなかには、「農薬の使用は容器のラベルをよく読んで使って下さい」と言っても細かく書かれているため読めないことが多い、農家との対話のなかでの指導が必要となっている。</p> <p>このため、私どもも、農家の要望に応えるため、農業技術の習得研鑽に努めておりますが、県及び関係機関の指導体制の充実を要望する。</p>	<p>御要望については、第12条(監視、指導等)の規定を設け、指導、検査等必要な措置を講ずることとしました。</p> <p>また、第28条の規定に基づく「三重食の安全・安心確保のための検討会議」を通じて指導体制の充実を期待しています。</p>
2	出荷・販売の禁止		
	52	(1)「食品関連事業者は…出荷してはならない。」について 食品衛生法の11条2項の規定は、出荷の禁止はなじまないのではないか。出荷の定義も必要ではないでしょうか。	出荷の禁止については、第23条に規定しました。 この規定は、食品衛生法第11条において同法に違反する食品等の製造、販売等が規制されていますが、同法に違反した農林水産物の出荷については規制されていないため、この部分を規制するものです。ここに言う「出荷」の内容については、逐条解説等で明確に整理されるものです。
	53	(2)「疑いがある」について 食品衛生法では、基準に合わないとはっきりしています。このことは、事実をとらえて対象としています。 どのような時点で疑いというのか、事業者は混乱するのではないでしょうか。 疑いを含め、違反のすべてを報告対象としていますが、健康被害に限定するなどをしていただきますようお願いします。 過度の負担となるおそれがあります。	御意見を踏まえ、「食品衛生法により販売等が禁止された農林水産物に該当する疑いのあるもの」の出荷又は販売の禁止に関する規定は、検討会において慎重に検討し、「疑い」の範囲の確定については、科学的根拠がなく推測の域を出ない、生産者に「疑い」の範囲の確定の責務を課すことは、すなわち、生産者はその生産した農林水産物が禁止されたものに該当するか否かについて、科学的根拠なく判断しなければならないこととなり、これは、生産者にとって過大な負担を課すことなる等の理由から、設けないこととしました。
	54	前文(5)に「このような状況において、本県における食品の安全性及び信頼性を確保していくことは、本県が取り組むべき喫緊の課題であるとともに、安全・安心な県産食品の供給の拡大に寄与するものである。」と記されているが、県産食品とはどこまでのものを指すのか。骨子案全体からは、農林水産物に絞られているように読める。加工食品は、どのような位置付けで考えられているのか不透明である。 例えば - 1、2、5に於いては農林水産物と記されており、加工食品についての記載はない。 (前文における意見と同じ)	前文中における「県産食品」については、三重県で生産、製造、加工などが行われるすべての食品を指すものと考えております。 また、御意見を踏まえ、「安全な農林水産物の供給」の内容は第5条及び第12条において規定するため、この条項は設けないこととしました。 出荷の禁止、立入調査及び措置勧告については、第23条、第26条及び第27条に規定しました。 これらの規定は、食品衛生法第11条において同法に違反する食品等の製造、販売等が規制されていますが、同法に違反した農林水産物の出荷については規制されていないため、この部分を条例で規制するもので、従って農林水産物に特化して規制するものではありません。
	55	(2)「販売が禁止された農林水産物に該当する疑いがあるものは、その安全性が確認された後でなければ、これを出荷し、又は販売してはならない」とあるが、(1)も含め農林水産物のみが対象なのか、また該当する疑いのあるものについては解釈の仕方、特に拡大解釈していくと、規模が広がるおそれがある。以下のように提案する。 「食品関連事業者は、食品衛生法第11条第2項又は第3項の規定により販売が禁止された食品等はその安全性が確認されるまでは販売してはならない」	出荷の禁止については、第23条に規定しました。 この規定は、食品衛生法第11条において同法に違反する食品等の製造、販売等が規制されていますが、同法に違反した農林水産物の出荷については規制されていないため、この部分を規制するものです。 また、御意見を踏まえ、「食品衛生法により販売等が禁止された農林水産物に該当する疑いのあるもの」の出荷又は販売の禁止に関する規定は、検討会において慎重に検討し、「疑い」の範囲の確定については、科学的根拠がなく推測の域を出ない、生産者に「疑い」の範囲の確定の責務を課すことは、すなわち、生産者はその生産した農林水産物が禁止されたものに該当するか否かについて、科学的根拠なく判断しなければならないこととなり、これは、生産者にとって過大な負担を課すこととなる等の理由から、設けないこととしました。

章・節・項目	番号	骨子案に対する意見の概要	考え方(案)
	56	食品関連事業者の定義には無い「出荷」という言葉が出て来るのはなぜか。その意図は。	出荷の禁止については、第23条に規定しました。 この規定は、食品衛生法第11条において同法に違反する食品等の製造、販売等が規制されていますが、同法に違反した農林水産物の出荷については規制されていないため、この部分を規制するものです。
	57	(2)安全性の確認された後とあるが、その確認は誰が行い、どのような機関で行わなければならないのか。	「食品衛生法により販売等が禁止された農林水産物に該当する疑いのあるもの」の出荷又は販売の禁止に関する規定は、検討会において慎重に検討した結果、設けないこととしました。
	58	2出荷・販売の禁止、5立入検査、6措置勧告について、なぜ、農林水産物だけですか？ 農林水産物に限定すれば、加工食品については安全・安心の確保のための供給である出荷・販売、立入検査、措置勧告の規定はないことになります。	出荷の禁止について第23条に、立入調査等について第26条に、措置勧告について第27条に規定しました。 この規定は、食品衛生法第11条において同法に違反する食品等の製造、販売等が規制されていますが、同法に違反した農林水産物の出荷については規制されていないため、この部分を規制するものです。他の食品等については、食品衛生法等において既に規制されているものであり、農林水産物を特出しして規制する趣旨ではありません。
	59	修正規定 '(1)…販売等が禁止された食品等を出荷してはならない' '(2)…販売等が禁止された食品等は、その安全性が…' (理由) 前文(5)県産食品の供給の拡大に寄与するの意図からも「該当する疑いがあるものは、」の表現は、不明瞭であり、風評被害ができる可能性ともなるので削除する。	出荷の禁止については、第23条に規定しました。 この規定は、食品衛生法第11条において同法に違反する食品等の製造、販売等が規制されていますが、同法に違反した農林水産物の出荷については規制されていないため、この部分を規制するものです。 また、御意見を踏まえ、「食品衛生法により販売等が禁止された農林水産物に該当する疑いのあるもの」の出荷又は販売の禁止に関する規定は、検討会において慎重に検討し、「疑い」の範囲の確定については、科学的根拠がなく推測の域を出ない、生産者に「疑い」の範囲の確定の責務を課すことは、すなわち、生産者はその生産した農林水産物が禁止されたものに該当するか否かについて、科学的根拠なく判断しなければならないこととなり、これは、生産者にとって過大な負担を課すこととなる等の理由から、設けないこととしました。
3	自主回収の報告		
	60	(1) 「違反する疑い」について 「疑い」はどのように判断していくらしいのか。 すべてを報告の対象とすることではなく、 <u>健康被害に限定する方が実効性が上がるのではないか</u> 。 事業者も報告することによって、県民への周知情報が早く行うことが可能となり本条例の実効性もあがるのではないか。	御意見を踏まえ、食品衛生法に違反する「疑い」のあるものについては、結果的に違反する事実がなかったものについても情報の提供を行うことにより、いわゆる風評の流布を助長してしまう可能性が生じるのではないかとの懸念が残るため、削除しました。 また、食品衛生法第19条第2項の規定に違反するもの(例えば、名称、製造所の所在地、製造者の氏名、冷凍食品の場合飲食の際に加熱を要するかどうかの別など、食品等の性質等に応じ個別に定められている表示事項の記載ミスなど)は、自主回収の報告の対象外となっております。自主回収の報告の対象となっているものは、食品衛生法第9条、第10条、第11条等の規定に違反するものであり、御意見のとおり健康に被害の出る懸念があるものとなっています。
	61	一般的の量販店等においては不特定多数の消費者を対象としていることから自主回収において十分な成果を得られないことも予想されます。回収結果に対して最終的に県がどのように判断するのか具体的に明記していただきたいことを要望します。	回収に係る指導等について、第25条に規定しました。 御意見を踏まえ、回収の措置が人の健康に係る被害の発生又はその拡大を防止する上で適切でないと認めるときは、県が必要な指導を行うこととしました。
	62	(2)について 行商、朝市などで販売される事業者を意識した表現で、配慮は大変良く判ります。 が、県民の生命財産を守るのであれば、採れたてであっても、金品の対象として提供される以上、安全の担保の上に成り立っており、「事件・事故」が起これば回収・報告をさせることにしなければ、食中毒事故のように「小さい発生件数であれば問題視しない」は、今回のような「中国ギョーザ薬物事故」のように大きく後手に回る心配はありませんか？	自主回収の報告について、第24条に規定しました。 この第2項の規定は、自ら生産、製造等をした食品等を、卸売を行うことなく、その施設又は場所において、対面販売等により直接販売する者についての規定です。こうした販売形態は、販売先がある程度限定されますので、店頭での表示等により消費者に回収の事実を伝えることが可能と考えられます。したがって、県が回収の事実を広く周知し情報提供する必要はないと考え、規定したものです。
	63	(1) に掲げる食品等はどのような食品なのか。	自主回収の報告については、第24条に規定しました。 この第24条第1項第2号で規定する食品等とは、食品衛生法に違反するもの及び施行規則で定めるものです。例えば、賞味期限又は消費期限を本来の設定より長くなるよう表示してしまったもの、原材料表示からアレルギー原因物質表示が欠落したもの、保存基準の定められている食品の保存方法の表示基準に違反するもの等です。
	64	(2)直接に県民に販売することを主として営む者とは具体的にどのような事業者か。	自主回収の報告については、第24条に規定しました。 自ら生産、製造等をした食品等を、卸売を行うことなく、その施設又は場所において、対面販売等により直接販売する事業者ことで、例えば青空市場などです。
	65	(1) の「…規則に定める食品等」とは何の規則を指すのですか？	自主回収の報告については、第24条に規定しました。 条例の施行規則において食品等の内容について規定されます。具体的には、賞味期限等を本来の設定より長くなるよう誤って表示してしまったもの、原材料表示からアレルギー原因物質表示が欠落したもの、保存基準の定められている食品の保存方法の表示基準に違反するもの等が考えられます。
	66	修正規定 '(1)食品関連事業者は、… 食品衛生法の規定に違反し、又は違反する食品等(同法第19条第2項の規定に違反があるもの(規則で定めるものを除く。)を除く。)」 (理由) 県内には、多種の食品が多様なルートを通じて流通しており、 <u>県外の食品関連事業者も含むべきである</u> 。 自主回収とは、どうゆうことを想定しているのか。 (2)のなかで <u>直接県民に販売する</u> とは、具体的にどういうことを指すのか。	自主回収の報告については、第24条に規定しました。 「自主回収」とは、食品関連事業者自らが食品衛生法違反や健康への悪影響のおそれがあると自らの判断で回収を行うものといたします。したがって、書面に基づく命令や、回収指導を受けた場合は、本制度には該当しないことになります。 条例は、県の区域内においてのみその効力を有するものであることから県の区域内に事務所等を有する事業者についても、自主回収を行った場合、その旨を報告することとしました。 なお、「直接県民に販売する」とは、自ら生産、製造等をした食品等を、卸売を行うことなく、その施設又は場所において、対面販売等により直接販売する事業者ことで、例えば青空市場などです。

章・節・項目	番号	骨子案に対する意見の概要	考え方(案)
	67	(1) 文中の <u>疑いがあるを削除し、同(2)については、例外規定を設けるべきではないと考えます。</u>	自主回収の報告については、第24条に規定しました。 御意見を踏まえ、「違反する疑いがある食品等」の自主回収についての報告の規定は、検討会において慎重に検討した結果、設けないこととしました。 この第2項の規定は、自ら生産、製造等をした食品等を、卸売を行うことなく、その施設又は場所において、対面販売等により直接販売する事業者については、自主回収の報告を必要としないというものです。こうした販売形態は、販売先がある程度限定されますので、店頭での表示等により消費者に回収の事実を伝えることが可能と考えられます。したがって、県が回収の事実を広く周知し情報提供する必要はないと考え、規定したものです。
	68	(1)の文中に別に規則で定めるとあります、具体的にはどのような事業者の範囲でしょうか。	自主回収の報告については、第24条に規定しました。 条例の施行規則において事業者について規定されます。具体的には、県内に事業所、事務所等の事業拠点を有する食品関連事業者で、食品等を生産、採取、製造、輸入し、又は加工することを営む者、自らのプライベートブランド商品や食品衛生法に基づき「固有記号」を使用している販売者、等を考えています。
	69	(2)で、当該店舗で自ら製造し、そこで販売する <u>インストア製造品は対象外となりますか。</u>	自主回収の報告については、第24条に規定しました。 御意見のような例は対象外となるとみられます。
	70	中国産の冷凍餃子に含まれていたメタミドホスおよびジクロルホスに起因する健康被害の発生した今回の事案では、消費者の要求の第一は「情報」に対するものであります。新聞をはじめとするマスコミ報道による情報は、「速さ」という面においては効果がありますが、その「正確性」については各社の報道姿勢によって必ずしも適切な情報が国民もたらされている状況になってしまっています。 健康被害が発生した、またはその疑いのある場合は、事業者としては県と連携しながら正確な情報を正しく県民(消費者)に発信していくことが重要であると考えます。このことを踏まえて、回収報告と同時に県庁のホームページを活用しての回収や対応等の情報発信をおこなうことができるよう追記してはどうでしょうか。	運用上の問題であると考えます。 御意見のような対応を、執行部に期待しています。
4	回収に係る指導等		
	71	(4)「報告の内容に係る情報提供」について 事業者が積極的に、前向きに取り組んだ結果、損をする感じを受けないのか。 自主的な回収であり、 <u>公表の範囲は、健康被害に限定して行うようにお願いしたい。</u> 健康被害がないものまで一律に報告、公表することは、除外していただきたい。 正直な報告が不誠実の印になるおそれが大きい。 事業者の多くは、中小規模事業者であります。混乱のないようによろしくお願いします。 <u>県外のみの流通を除外していますが、県内への逆流通も考えられることから、このことは同様に考えればいいのではないかでしょうか。</u>	自主回収の報告については、第24条に規定しました。 御意見を踏まえ、検討会において慎重に検討した結果、第24条における自主回収の報告及び第25条におけるその報告にかかる情報の提供(公表)は、「健康への悪影響の未然防止」の観点に拠るものに限定することとしました。すなわち、「食品等への信頼性の確保」の観点に拠るものは、自主回収の報告及びその報告に係る情報の提供(公表)の対象外としました。 また、御意見を踏まえ、検討会において検討した結果、県の区域内に流通していないことが明らかな場合等の例外は、設けないこととしました。
	72	大量に製造されるものでは、第一次は、三重県外への販売であっても、流通業者を通じて、三重県内で販売されることがあると考えるべきであり、自主回収の報告義務に例外を設けるべきではない。	自主回収の報告については、第24条に規定しました。 御意見を踏まえ、検討会において検討した結果、県の区域内に流通していないことが明らかな場合、県民に販売されていないことが明らかな場合等の例外は、設けないこととしました。
	73	この間の事案では県庁内の関係各部局の連携の不備が指摘されています。したがって、「知事は...規定による報告を受けたときには、速やかに」としていますが「知事は...規定による報告を受けたときには、直ちに」と改め、今後は迅速な対応があこなわれるようになることを要望します。また、事業者より回収報告があった際には県による「公表」が必要であることから、「公表」などの対応を追記することを要望します。	自主回収の報告については、第24条に規定しました。 県が報告を受けた場合には、事実確認等を行う必要もあるので、「速やかに」、情報を提供するものとしました。 また、同条第4項において、県民の健康への悪影響の未然防止や自主回収の促進を図るために、報告を受けた県が県民に必要な情報を適切に提供するよう、「情報を提供する」と規定しました。
	74	自主回収の報告の全てを公表するということは、風評被害につながり、小規模農業生産者においては経営の継続を危ぶまれることにつながります。 ならば、小規模生産者などの経営立て直しなどの十分な配慮が必要ではないですか?	自主回収の報告については、第24条に規定しました。 県が自主回収の報告を受けた場合、同条第2項及び第4項において、報告に係る情報を提供する旨規定していますが、これは、県民の健康への悪影響の未然防止や自主回収の促進を図るために、行うものであり、事業者に対するペナルティーとしての性質を有するものではありません。 風評被害の懸念等については、検討会においても慎重に検討が行われ、第24条における自主回収の報告及び第25条におけるその報告にかかる情報の提供(公表)は、「健康への悪影響の未然防止」の観点に拠るものに限定することとしました。 情報の提供(公開)についても、県が過度の風評被害を招くことなく、かつ県民の健康の保護のため必要な情報を適切に提供するという観点から、この規定が適切に運用されるものと考えています。
	75	<u>自主回収まで指導の必要があるのか。</u>	自主回収の報告については、第24条に規定しました。 県民の健康への被害の発生を防止するために、自主回収が適切に行われるよう指導が必要となることも考えられ、規定を設けました。
5	立入調査		
	76	農林水産物としており県内加工食品については言及されていない。 赤福のような事例では「食品等、帳簿書類その他の物件を調査させ、又は試験若しくは検査を行うために必要な限度において、これらの物件の提出を求めさせることができる。」と言うことが出来ないのではないか。	立入調査等については、第26条に規定しました。 立入調査は、第23条における出荷の禁止の規定に違反した場合、必要な限度において行うことができる旨が規定されています。第23条における出荷の禁止の規定は、農林水産物を対象としていることから、「立入調査」においては県内加工食品とは関連がありません。加工食品については、食品衛生法をはじめとする関係法令に基づいて立入検査等が行われることとなります。
	77	調査時の検査員証とその提示、犯罪捜査と無関係などの規定が必要ではないですか?	立入調査等については、第26条に規定しました。 御意見のとおり、第3項でその旨の規定を設けました。

章・節・項目	番号	骨子案に対する意見の概要
	78	修正規定 「知事は、食品関連事業者が 第2条の規定に違反して食品等を出荷し、若しくは販売したとき、…」
	79	文中に <u>その職員</u> とあるが、この職責等を明確にしていただきたい。
6 措置勧告	80	修正規定 「(1) 第2条の規定に違反して食品等を出荷し、又は販売したとき」
	81	猶予期間を設けてはどうでしょうか。
	82	(3)の公表は上位法律(食品衛生法)と重複しますが、ダブルで適用となりますか。
	83	菓子業界等の零細製造業者へはどのように周知されますか。
	84	「…検討会議(仮称)…」はインパクトが弱いです。もっと強く「…推進会議…」の方が判り易いですが如何でしょうか？
	85	食品関連事業者はどの様な事業者まで指すのか不透明。検査機関は含まれるのか。
	86	検討会議の委員の任期の規定は必要でないでしょうか。
	87	(2)の各構成員の配置(定員)を明確にしてほしい。
	88	(2)で、知事が任命する検討会議委員の任期はいつまでですか。
附屬機関		
1 設置等	84	「…検討会議(仮称)…」はインパクトが弱いです。もっと強く「…推進会議…」の方が判り易いですが如何でしょうか？
2 組織等	85	食品関連事業者はどの様な事業者まで指すのか不透明。検査機関は含まれるのか。
	86	検討会議の委員の任期の規定は必要でないでしょうか。
	87	(2)の各構成員の配置(定員)を明確にしてほしい。
	88	(2)で、知事が任命する検討会議委員の任期はいつまでですか。
細則		
委任	89	本条例を、より具体化、実現していく上で、これに関する細則は、当然作成されると考えるが、時期はいつ頃を予定されているのか。
	90	この条例を受けて、規則は具体的にどのようなものになりますか。
附則		
1 施行期日	91	条例の周知と施行について 第4回検討会議の執行部聴き取りの中でも執行部より条例の周知と施行期間について意見が出されたように、本条例の施行にあたっては、県民をはじめ生産者・事業者への周知徹底が必要になります。施行にあたっては、この点を十分検討されることを望みます。また、それに必要な広報はホームページだけでなく、広報物(概要版、本編)を作成するとともに、消費者団体、事業者団体および29市町との連携を図る等の対応していいただくことを要望します。
	92	本条例の施行にあたっては、関係者が広範囲におよぶことから、これらに対して周知徹底をはかる必要があると考えます。取引先にも周知していきたいと考えていますが、それに際しての広報物を作成していただき、活用できることを要望します。

考え方(案)
立入調査等については、第26条に規定しました。 立入調査は、第23条における出荷の禁止の規定に違反した場合、必要な限度において行うことができる旨が規定されています。第23条における出荷の禁止の規定は、農林水産物を対象としていることから、「立入調査」においては県内加工食品とは関連がありません。加工食品については、食品衛生法をはじめとする関係法令に基づいて立入検査等が行われることとなります。
立入調査等については、第26条に規定しました。 「その職員」とは、知事が調査を行わせる担当職員のことを意味します。その職員は、事業所、施設等への立入調査、食品等、帳簿書類、その他の物件の調査、試験、検査を行うための物件提出の要求、の権限を持ちます。
措置勧告については、第27条に規定しました。 措置勧告は、第23条における出荷の禁止の規定に違反して農林水産物を出荷したとき、第23条における出荷の禁止の規定に関する立入調査を拒否したとき等、行うこととしています。従って、この規定は、農林水産物にかかる規定であり、農林水産物以外の「食品等」はこの条文では規制の対象としていません。
措置勧告については、第27条に規定しました。 措置勧告を出す前に釈明及び証拠の提出の機会を付与しています。
措置勧告については、第27条に規定しました。 第27条第3項における公表は、第23条における出荷の禁止の規定への違反等に対する勧告です。第23条における出荷の禁止は、食品衛生法には抵触しない部分について規定したものでありますので、御意見のようにダブルで適用になることはありません。
運用上の問題であると考えます。
検討会議については、第28条、第29条に規定しました。 これらの規定は、現在の「三重県食の安全・安心確保のための検討会議」を条例に位置付けることをその主旨としています。したがって、名称については条例案(案)のとおりにしました。
検討会議については、第28条、第29条に規定しました。 食品関連事業者とは、第2条第4号に規定する者であり、広く食品関連事業者の中から適切な者を委員として任命することができる規定としました。 なお、検査機関については、食品関連事業者の中には含まれませんが、第29条第3項第4号の規定により知事が必要と認めて任命することは可能です。
検討会議については、第28条、第29条に規定しました。 御意見を踏まえ、第29条第4項において検討会議の委員の任期の規定を設けました。
検討会議については、第28条、第29条に規定しました。 検討会議は、委員10人以内で組織すると規定しており、定員については、諸々の条件を考慮して、状況に応じて適切に判断されるものと考えます。
検討会議については、第28条、第29条に規定しました。 第29条第3項第4号の規定に基づき知事が必要と認めて任命した者を含めて、第29条第4項において、委員の任期は2年と規定しています。
本条例(一部を除く。)の施行後、知事によって速やかに定められるものと考えています。
この条例を受けて、知事は施行規則を制定することになりますが、その内容は、第2条第6号口に規定する特定事業者、第21条に規定する施策の提案を行う際の様式、第24条に規定する「健康への悪影響の未然防止の観点から」報告を要することとなる食品等その他自主回収の報告に関する各種報告様式、「立入調査」の身分証明書の様式等、「措置勧告」の様式、意見陳述の機会の手続、措置勧告の公表の方法、検討会議の規定、などについて定められることとなります。
県民の自由と権利を制限する規定等については、県民に周知するための期間を十分に設けることとしました。 なお、周知の方法については、所管部局を中心に適切に行われるものと考えています。
県民の自由と権利を制限する規定等については、県民に周知するための期間を十分に設けることとしました。 なお、周知の方法については、所管部局を中心に適切に行われるものと考えています。

章・節・項目	番号	骨子案に対する意見の概要	考え方(案)
	2 見直し	<p>誰が「必要があると思われる」判断をするのかが明記されていません。このため、見直しの適切な時期を逃すだけでなく、最悪は見直しがおこなわれない可能性もあります。のことから、見直しの判断をおこなう主体について明記する必要があると考えます。</p> <p>93</p>	<p>条例を改廃するための条例案の提出は、議員及び知事にあることから、見直しは、条例を執行する者としての知事又は民意を受けた議員が必要と判断した場合、行われることとなります。</p> <p>法律や条例は、その施行状況に応じて絶えず見直しが行われるのは当然のことと考えられ、通常は、見直し規定については敢えて規定されません。しかし、現在、国においても食の安全・安心をはじめとした消費者行政の見直しが行われていることから、場合によってはその見直しを受けて本条例も見直しを行う必要があると考え規定したものです。</p>
	3 その他	<p>どの組織で実施・規定されるのかを明確にすべきと考えます。</p> <p>94</p>	<p>この条例を所管する県の部局は、条例の内容に従って、三重県部制条例(平成十年三重県条例第一号)及び三重県行政組織規則(平成十四年三重県規則第三十五号)等において規定されるものと考えます。</p>
その他	95	<p>少しくどい感じがします。県民が読んでもう少し解り良い文面にならないでしょうか。</p>	<p>できる限り分かりやすい条文になるように努めましたが、法律や条令は、独特の表現、言い回し、用語の使い方等が確立されており、御意見のとおり通常の文章とは異なる文章とならざるを得ない面がありますので御了承くださいようお願ひいたします。</p>
	96	<p>全体的に文章が長いこともあり県民にとって理解するためには読みづらいものとなっています。このことから、なるべく平易な言葉で簡潔に書かれることを要望します。</p>	<p>同上</p>
	97	<p>行政処分、罰則はどうですか。事業者は周知されていると思いますが、消費者にも知って頂くことも大切だと思いますので、記入は出来ないのでしょうか。</p>	<p>検討会における慎重な検討の結果、この条例においては、罰則については規定しないこととしました。</p>
	98	<p>本条例骨子案に対するパブリックコメントの募集が1月31日よりおこなわれています。三重県のホームページでは議会事務局のコンテンツおよび食の安全のコンテンツのみの案内となっています。広く県民や事業者に知らせていくことの必要性を考えると、わかりづらいものとなっているのが現状です。<u>三重県のホームページのトップページやトップページの政策意見募集(パブコメ)においても意見募集を幅広くお知らせしていくことを要望します。</u></p>	<p>「議会のパブリックコメント」と「知事部局のパブリックコメント」とは、議会と知事との位置付けの違いから、別の制度として運用されています。したがって、議会の行うパブリックコメントの募集については、議会のホームページで行うことを原則としています。</p>
	99	<p>何について、どうしたいのかが不鮮明 全体の構成が「食品全般」を意図された書き出しの印象が有るが、条例の後半からは、「農林水産の一次産品」に特化した表現方法になっており、食の安全のもう一方の角度である「食品衛生」の観点となる「加工」に付随した安全の確保に関する配慮した標記が無い。</p>	<p>第23条における出荷の禁止、第26条における立入調査等、第27条における措置勧告については、農林水産物に係る規定となっていますが、第24条における自主回収の報告等は、加工食品も含めた食品等全般に係る規定となっています。</p> <p>この条例案(案)は、食全体の安全・安心の確保を図るためにものですが、規制については、規制の必要な部分に適切に規制を課すことを旨として規定しているものです</p>
	100	<p>標題(タイトル)について 配布された意見聴取案内では2の項目に「…揺らいた県民の皆様の県産食品に対し安全・安心に関する信頼を回復…」とありますが、この条例は、「三重県」「三重県産」の何れをお考えなのか 或いは、県、県産を何れも外し「みえ 食の安全…」のようにかな書きで「みえ」のみのほうが理解し易いのではないか。</p>	<p>「三重県における」食の安全・安心の確保をこの条例では目的として考えています。また、常用漢字を使うことが法律、条例等を作成するときの原則となっていることから、この条例案(案)の名称をこのとおり規定しました。</p>
	101	<p>なぜ、何の目的で、「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」を制定が必要ですか? 三重県議会ホームページに掲載されておりるように、食の安全・安心に関する法令は整備されていることと理解しております。法令に不備があるならば補足が必要と思うのですが、ご説明をお願いします。 三重県の安全・安心な農林水産物や食品の生産・販売を啓発するものであれば賛成です。</p>	<p>本県において発生した食品の安全性及びその安全性に対する信頼性を損なう事件をきっかけに、三重県における食の安全・安心を確保するための施策を総合的に推進し、県民の健康の保護、県民に信頼される安全・安心な食品の供給と消費の拡大を図ることを目的としてこの条例案(案)を検討しました。</p> <p>もちろん、食品安全基本法、食品衛生法等の法令は食品の安全性の確保等を図るものですが、検討会における検討を踏まえ、現行の法令では、食の安全・安心の確保のためにはなお十分ではないと考え、この条例案(案)を提案しようというものです。</p> <p>なお、三重県の農林水産物や食品の生産などについては、今後、食料自給対策調査特別委員会において県民へ安全で安心な農水産物の安定的な供給、そのための農水産業の振興、いわゆる「地産地消」の考え方の浸透等を検討する予定です。</p>
	102	<p>安全・安心な食品提供の根源をなす農業者の実態と援助 農業の現状は大変な状況になっている。資材費が高騰するなか農作物価の下落で農家所得が減少しているなかで、三重県の農業従事者は60歳以上が50%をこえた状況になっており、更に毎年6,500人程度従事者が減少している等があり、肝心の食の安全・安心を担う農家に元気になってもらわなければこまる。のために、農業に対する充実した県施策を要望する。</p>	<p>この条例案(案)は、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進することにより、県民の健康の保護等をめざすものです。</p> <p>また、農業に対する施策等については、今後、食料自給対策調査特別委員会において県民へ安全で安心な農水産物の安定的な供給、そのための農水産業の振興、いわゆる「地産地消」の考え方の浸透等を検討する予定です。</p>
	103	<p>安全・安心な食品提供について県民への理解と啓蒙 安全・安心な農産物は無農薬や無肥料ではなく、適正に使用して健全に生育した農産物が安全な農産物であること、またこれが食の安心、更には安定供給に繋がっていることを県民の皆様に理解して頂くことが重要である。 このため、県民消費者に正しく理解していただくための啓蒙活動を要望する。</p>	<p>この条例案(案)によっては、第13条に規定する調査研究の推進、第15条に規定する食育の推進による知識の普及啓発、及び第19条に規定する相互理解の増進等に基づき、食の安全・安心をはじめとした食に関する知識の普及啓発等が適切に推進されるものと考えています。</p>
	104	<p>本条例の制定の主旨は、三重県民が安全・安心な農林水産物、加工食品を食できるよう、そして安定した供給ができるよう、且つ、食品産業が発展し、地産地消を推進することにあると考えたいと思います。 ならば、このような監視、監督というような条例ではなく、<u>安全な農林水産物、食品を生産、供給できるように指導し、啓発する条例にして頂きたい</u>。そして、地産地消が奨励され、生産者、消費者とも同じ県民が豊かで、温かい心でお付き合いできるような条例の制定にご配慮頂きたいと要望します。</p>	<p>この条例案(案)の趣旨は、食品等の監視、食品関連事業者への指導強化等に加えて、食品関連事業者と消費者である県民との信頼関係の構築によっても図られるというのが、本条例案(案)の基本的な考え方であると整理しています。</p> <p>この条例における県の軸足は安全・安心の確保という消費者保護ですが、その手段として、食品等の監視等とともに、地産地消の推進等安全・安心な県産食品の供給拡大によって、本県の食の安全・安心の確保が図られると考えております。</p>
	105	<p>「県民のために食の安全・安心の確保が重要である」という認識には、変わりない。</p>	<p>御意見として参考にさせていただきました。</p>

章・節・項目	番号	骨子案に対する意見の概要	考え方(案)
			条例案の検討・条例案(案)作成
	106	県条例と言う事で、各都道府県での指導基準に格差が生じることが想定される。すでに、極めて厳しい県間産地競争にさらされており、県内事業者にとって、これ以上のコストアップ(安全・安心確保のための管理コスト)は、死活問題に直結ご配慮願いたい。	条例の有無とは別に、他の都道府県等においても、その地域の実情に即して食の安全・安心を確保するため、所要の措置が講じられているものと考えています。
	107	地方公共団体への情報提供、県民への公表については、このことによる風評被害が、他の生産者に甚大なる被害をおよぼす可能性が高いことから、くれぐれも慎重に対応願いたい。	第25条第2項及び第4項において、県が自主回収の報告を受けた場合、報告に係る情報を提供する旨規定していますが、これは、県民の健康への悪影響の未然防止や自主回収の促進を図るため、行うものです。 風評被害の懸念等については、検討会においても慎重に検討が行われ、第24条における自主回収の報告及び第25条におけるその報告にかかる情報の提供(公表)は、「健康への悪影響の未然防止」の観点に拠るものに限定することとしました。 さらに、情報の提供(公開)についても、過度の風評被害を招くことなく、かつ県民の健康の保護のため必要な情報を適切に提供するという観点から、この規定が適切に運用されるものと考えています。
	108	本条例の基本理念に賛同するとともに、実効性のあるものとなることを期待するところです。そのためにも情報提供の仕方など更に工夫いただき、さまざまな場所・場面で本条例がより多く県民の目に触れる機会を多く持たれることを要望します。また、当会においても会員にも積極的に知らせていきたいと考えています	御意見として参考にさせていただきました。
	109	椎茸栽培は、安い中国産が入り、皆さん廃業されて市内で我が家1軒になりました。地産地消でと言われても、担い手は高齢者がほとんどで、農業では生活できなく苦しい状態です。管理された施設で大量に作られる野菜類と細々とした露地との違いもあります。県内で細々とがんばっている者もいる状態を知っています。	御意見を踏まえ、食の安全・安心を確保するための取組に当たっては、食品等の監視、食品関連事業者への指導の強化等を行うのみならず、地産地消等の推進を通じ食品関連事業者と県民との間の信頼関係を構築し、安全・安心な県産食品の供給の拡大を図っていくことが重要と考え、その旨を前文で明記しているところであります。 また、今後、食料自給対策調査特別委員会において県民へ安全で安心な農水産物の安定的な供給、そのための農水産業の振興、いわゆる「地産地消」の考え方の浸透等を検討する予定です。
	110	食品衛生法(安全)の観点から書かれていますが、JAS法(安心)の見地からも明記すべきと考えます。	この条例は、食品の安全性の確保だけでなく、その安全性に対する信頼の確保を目指すものとしています。